

令和8年度第1回滋賀県いじめ問題対策連絡協議会 会議概要

日時 令和8年6月15日（月）10時00分～12時00分
場所 大津合同庁舎7階7A会議室
議題 動画投稿・拡散を伴う暴力行為等への対応について
主な意見等 【各委員】



○情報モラル、情報リテラシー教育

- ・インターネットやSNSに関わる情報モラル、情報リテラシー等の学習については、高校に入学して早い段階で外部の専門家による授業を受けることが定番になってきている。小中学校から同様の学習をしているものの、一部の子どもたちが繰り返しSNS等に関する問題を起こしているのが現状。繰り返し学習していかないといけない。
- ・生徒自身が自分ごととして捉える、そう思えるような学習ができるように工夫していく必要がある。
- ・学校やクラスだけでなく、部活動や子ども食堂など子どもが所属している小集団の中で、情報の読み取り方をそこにいる信頼できる大人がどのように伝えていくかが大事。
- ・大人がしてしまっていることを子どもにだけやめさせるのは難しい。メディアを通じて映る社会、大人を子どもたちはどのように感じているのか不安。例えばハラスメント的なことを大人がしないことは絶対だし、大人自身が情報技術を適正に扱うことが見本として大事である。
- ・子どもたちがそれぞれの生活の場で関わっている悩みを、関係者だけでなく他の立場の者でもそれぞれのチャンネルで気付けるように、バックグラウンドとしての知識を持つておく必要がある。すべての大人がその知識を持って対応するための研修・啓発などが必要ではないか。
- ・いじめに関する人権教育というのは当然だが、リテラシー教育を小学校の低学年から始めることがとても重要。
- ・ベテランの先生にこそSNS投稿・拡散の問題に対する勉強を再度していただく、そして、いじめとリテラシーに対する今までの知識を若い先生の力を借りてブラッシュアップしていく時間を作らないといけない。滋賀県は充実した初任者研修がすでにあるので、校内で短時間でもいいので予防のための時間を確立する必要がある。

○学校での対応

- ・法務省が行っているSOSミニレター事業で、家庭で虐待を受けている子のきょうだいから助けを求める手紙が届いたことがあるが、その子の学校での心の健康観察を確認すると、何ら問題の傾向がない生徒だった。心の健康観察は非常に有効な取組だとは思いますが、それだけに頼らない視点が必要。
- ・心の健康観察については、あくまでこれまで拾えなかった子どもの声を少しでも拾えるようにする一つのツールであるという考えで、これをもってすべて拾えるということとは思っていない。ただし、心の健康観察によって救われた子どももいることから、有効な手立てではあると思っている。
- ・日本のいじめの難しさは被害者がしんどいことをオープンにせず、隠す特性があるということ。その前提の上で、学校で実施するいじめに関するアンケートとの一致度は

かなり低いため、いじめかもとなったときに、被害、加害、傍観者、観衆などの立場のクラスメイト含めて、アンケートでいじめをキャッチしているかどうかは検証してほしい。

- ・人権意識の構築を1日も早くしなければならない。単純に聞こえるかもしれないが、子どもたちにほんの少しでも相手が嫌がることをしないようにお互いに気をつけようね、というところに落とし込む話をしている。大人が「相手が嫌がることしちゃだめ」と教えるのではなく、いろいろな方法でその意識を持ってもらうことを大切にしている。結果的に、子どもたちにこの意識を持ってもらうことはできると実感している。さらに単純に言うと、「ありがとう」と「ごめんね」の二つの言葉が素直に言えるような環境、教室の雰囲気であれば早い段階で解決する確率はかなり高いと思う。
- ・大半のいじめが、素直に謝罪ができなかったり相手の責任に押し付けてしまったりして、どんどん問題が大きくなってしまっていると実感している。早期解決のためには、謝罪ができる雰囲気を子どもたちの中で生み出してもらうためのプログラムを、大人が子どもたちと一緒に考えることが重要。

○専門家との連携

- ・スクールカウンセラーはコンサルテーションでもいじめに関与できることを強調しておきたい。心身のケアというところが着目されがちだが、学校いじめ対策委員のメンバーであるスクールカウンセラーに初期の段階から情報を提供してほしい。その上でいじめかどうか迷う事案についても、第三者の視点から意見を申し上げることができる。その段階では被害者の支援が必要ないからスクールカウンセラーには話さなくてもいいだろうではなく、できるだけ初期から相談してほしい。
- ・資料 P.13 について、法律上は「発見」したら即座に「組織対応」につなぐことになっていること、また、「聴き取り・記録」は組織対応の中でする必要があることから、誤解のないように補足しておく。可能であれば未然防止的な機能として、組織の役割をはっきりしていただき、その中にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも位置付けていただくことも視野に入れていただきたい。

○関係機関連携

- ・近年、子ども家庭相談センターとの関係が手厚くなってきていると感じる。スクールソーシャルワーカーに情報をつないでもらうことで、教員は助かっている。
- ・福祉の面で手当てできることもたくさんあると思うので、福祉に対する意見もいただけるといい。
- ・子ども家庭相談センターとして重篤な児童虐待を中心に対応しているため、全てに対応できていないというところはあるかもしれないが、その際でも次へのつなぎや、家庭へのアセスメントなどで市町と一緒に連携していけると、子どもたちの育ちが保障されていくと思うので、専門機関として役割を存分に発揮していきたい。
- ・総務省の取組として、ネットへの投稿による誹謗中傷やプライバシー侵害、トラブル等への対処については、違法・有害情報相談センターで相談受付を行っており、投稿について具体的な削除要請の方法などをアドバイスしている。令和7年度の相談件数6,715件のうち、ネット上の誹謗中傷に関するものが4,067件であり、いずれの件数も同センター運営開始以降最多。
- ・誹謗中傷含む権利侵害情報による被害の拡大防止と救済を図るため、大規模なプラットフォーム事業者に対し、権利侵害情報の削除対応の迅速化と運用状況の透明化の義

務を課する「情報流通プラットフォーム対処法」が令和7年4月1日に施行されている。

- ・総務省では、インターネット上の違法・有害情報から青少年を保護するための適切な在り方を検討することを目的として、令和7年11月、ワーキンググループを設置し、SNS等のプラットフォームサービスの設計上の青少年保護措置等について議論が進められており、6月2日、第1次報告書案が示されたところ。プラットフォームサービスについては、①提供するサービスのリスクの評価とそのリスクの対応する使用適正年齢の設定等の青少年保護措置等の実施・公表、②使用適正年齢の設定理由や年齢確認の手法の公表、③年齢確認の厳格化、大きくこの3つに分けて、議論が進められている。なお、使用年齢制限については、各プラットフォーム事業者の提供しているサービスが様々であることから一律の使用年齢制限をかけることは望ましくないという方向性で議論されている。
- ・法務省では、インターネット上の侵害を受けた方から被害申告された場合、プロバイダ等に対し削除要請をする取組をしているが、被害者自身でもプロバイダに対し削除依頼をすることができるため、今般その手引きを作成し、法務省人権擁護局HPに掲載したので参考にされたい。なお、法務省でネット上の削除要請をする場合、申告者の方に、どの動画であるか、どの投稿かということ具体的に指定いただく必要があるので、証拠になるようなものを持ってきてもらったり、URLを特定したりすることが必要。なお、二次被害の可能性もあるため、被害生徒と加害生徒のそれぞれから承諾を得る必要がある。
- ・「学校におけるいじめ問題への的確な対応について」という警察庁の通達で、「重大ないじめ事案等に当たらない事案であっても、被害児童等又はその保護者が犯罪行為として取り扱うことを求めるときは、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、被害の届出を即時受理した上、学校等と緊密に連携しつつ、被害児童等の立場に立った捜査等を推進すること。」とあるため、特に14歳未満の児童生徒のいじめ事案について、被害児童生徒やその保護者への寄り添いの意味でも的確な対応をお願いしたい。
- ・警察としては、基本的にいじめ問題について教育上の配慮等の観点から一義的には教育現場における対応を尊重すべきところではあるが、犯罪行為等の生命、身体の安全を脅かすような重大な事態の場合には、早期に適切に捜査、補導等の措置を積極的に講じることとしている。
- ・警察との連携については、学警連携が大変進んでいると感じており、親身になって相談を受けていただいているケースがほとんどである。

○効果の持続

- ・SNS等は子どもたちの方が早く、教員としてついていくのが精一杯のところがある。指導や教育をしたからすぐ結果が出るというものではなく、どれだけ継続するか、工夫するかが大事であり、課題である。
- ・埼玉県の弁護士会で効果測定をされたが、いじめ防止についての授業をしても生徒の意欲は3か月程度で切れてしまうという結果であった。いじめに関するポスターを掲示したり、振り返りの授業を設けたり意欲を持続させるための工夫が必要。
- ・効果の持続をどうするかということは長年感じており、一回きりの授業ではなく、日頃から教室や学校内で先生たちに話題にさせていただくとか、生徒会のような取組などで工夫するとかということが必要。

- ・ 大きないじめの事件があっても、10 年くらいのスパンで沈静化してしまって、また大きな事件が繰り返されるということがある。そのいじめが起きたときの危機感などを維持させるためには、専門職としての学校の先生方がそのことを継続するような仕掛けになっているか。学校のいじめ対策組織において常にそういったことにアンテナを立てて、みんなの意識が少し下がってきたなと思ったらそれを底上げするような企画を学校としてどう取り入れるのか、ボトムアップの不断の努力というものがどうなっているか、先生を中心としたいじめ対策組織がしっかりとパワーを発揮できる状態にあるかは押さえておく必要がある。
- ・ 講演をした学校で、数か月後にその講演をもう一度思い出すというワークショップをされたところがあった。それから、その学校では不登校の比率が上がっていないと言ってくれた。夏休み前にでもそのワークをしてもらうことで、9月の自殺の数が少しでも減ればいい。

○未然防止対応

- ・ スクールカウンセラーだけでなく、スクールソーシャルワーカーに常任で来ていただき、他機関とつなげるような教員の支援をしてもらっており、未然に防ぐことにつながっている。
- ・ 在籍の学校ではいじめによる重大事案はここ数年起こっていない。全教職員の気持ち一致して子どもたちの信号を早期に察知し対応できていることが未然防止につながっている。
- ・ SNS に関することについては未然防止が一番大事だと思っており、弁護士会としていじめ防止に関する出張授業を行っている。学校からの依頼に基づき、例えばインターネットや人権に関する授業などがある中、SNS の発信についての授業を行うこともある。ただ、なり手不足が課題。
- ・ 今回は暴力行為についてだが、わいせつ画像・動画の拡散のような事案もあり、原因や背景がそれぞれに異なる。拡散された側は学校に行けなくなったり、転校されたりなど非常に深刻な被害となるので、これをどのように防止していくのが重要。
- ・ 日本弁護士連合会では、このようなわいせつ画像・動画の拡散事案が起きないためにも、包括的な性教育を導入するべきという意見。
- ・ 県内の学校のいじめ防止基本方針では、犯罪行為に該当するような事案については警察に通報するということが明記されているが、県のいじめ防止基本方針では明記されていないため、未然防止のためにも明記されるといい。また、入学時や学年の最初にこれら基本方針を児童生徒や保護者に周知することが重要。
- ・ 暴力があってはいけない。その暴力の一端に性的な問題が含まれる。性的姿態等撮影罪という新たな法律ができたように、動画に撮ったりそれを保存したりすること自体が違法であり、それを SNS 等で拡散するという事態になっている。それぞれのステージごとに、予防的な部分と対応的な部分、それについての未然防止のためにどのような取組ができるかというあたりをクリアにしていく、図式化していくことが大事。

○加害者への対応

- ・ いじめには一部抑圧移譲のケースもある。被害者のケアは何よりも大事であるが、加害者の背景も考える必要がある。子どもは失敗しながら成長するし、それを支援していくのが大人の責務。加害者に対して毅然とした対応は必要だが、この子も誰かの被害者ではないかというような視点があるといい。社会や家庭、教室、職員室の中など

に抑圧的な構造がないか振り返ることが必要。それこそが最大のいじめの未然防止。

- ・加害児童について、例えば虐待を受けた子どもは人に攻撃的になることと、傷つきのリスクから自己肯定感が下がることの両方が出やすい。発達の途中で出ることからすると、警察との連携より手前のところで市町の子ども家庭センターや児童相談所などに期待するところはたくさんある。加害児童の背景に何があるのかということを支えていくことが結果的にいじめに関しての一番の予防になる。
- ・加害者の背景に寄り添うことは本当に大切。そして、今できることがあるということをご皆さんで共通認識を持って向き合っていきたい。

【教育長】

- ・思い出すことの重要性を特に感じた。子どもたち一人ひとりもそうだが、学校現場の教職員や保護者の皆さんのように、子どもたちに関わりを持つ一人ひとりが改めて思い出すことを、地道に実直に繰り返していくことが非常に重要。
- ・子どもたちの困りごとはAIに相談する時代なので、いかに様々なチャンネルを駆使して見える化していくかが大事。子どもたちの実態は大人に見えないし、子ども同士でも見えないのではないかなと思うので、AIに相談することはもちろんリスクがあるというリテラシーの問題にもつながっていくが、子どもたちの現状をどう捉えて次なる手立てを打つのかということをもう少し議論して考えていかないといけない。
- ・学校に関わる皆さんがしっかりと子どもに向き合えるようにすることが重要であり、それは学校現場の者だけでなく保護者や地域の方に、学校の状況をしっかり認識していただきながら、ともに子どもを育てていくという姿勢が非常に重要。

【副知事】

- ・本日いただいたご意見の中で、例えば教員の研修の在り方や、事案が発生した際の対応フロー図に誤解を招かないようにということは、早速対応する必要がある。
- ・最近のSNS等のサービスがどのようなもので、どのくらいの子どもたちに普及していて、それに対してどのように対応していけばいいかということ、大人がサービスを知ったうえできちんと教えていかないといけないと思うので、そのようなことも含めて研修する必要がある。
- ・AIは便利に使えばいいが、それに加えて信頼できる大人がその受け止めに関して有効、有益なアドバイスができるように、しっかりと関われる機会を作っていくことが大事。

【知事】

- ・問題が起こった時だけではなく、過去にあったことを（ふまえ、対応・対策を）リバイズしながら議論することが大事だと改めて感じた。
- ・未然防止が重要なテーマなので、いじめ対応伴走支援チームを問題が起こった時だけではなく、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの先生方、専門家の皆様も含めて平時から動かしておく、定期的に動かすことが重要。資料2の10ページ、先ほど例示いただいたような「ありがたいと言える」とか、「ごめんねと言える」という、分かりやすい表現で書いておくといい。提供いただいた冊子の中にある（即断するな、鵜呑みにするな、偏るな、中だけ見るな、という）ご指摘は、子どもたちだけでなく大人のリテラシー教育にも大事なことで、未然防止にもまだまだできることがあると感じた。

- ・法務省や総務省から有益な情報をいただいたのでこれを現場に届ける、実際起こった事案に対してどこまでできたのかできなかったのか、どこに課題があるのか、私たちがまた共有して総務省や法務省に届ける、学校現場にも対策を伝える、といったことをしていきたい。事案発生時の対応について、警察との連携、削除要請が先にあるが、私は被害生徒への支援というのが本来0番に、まず寄り添って対応することができる滋賀県にすべきではないかと思う。
- ・加害の児童の背景に寄り添う、これは福祉も含めて、当然市町にも関わっていただくことが大事。昨日は児童虐待で亡くなった子どもの事案を検証する集会もしていただいたので、ぜひ継続的にしていきたい。あと、SNS、AI などについて子どもたちと議論してみたいと考えている。